

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	牛 革平 (にゅう げいぺん)
○学位の種類	博士 (学術)
○授与番号	甲 第969号
○授与年月日	2014年3月31日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項 学位規則第4条第2項
○学位論文の題名	Comparing Liberalism and Confucianism: A Perspective on the Problem of China's Political Modernization (リベラリズムと儒教の比較: 中国の政治的近代化の問題を展望する)
○審査委員	(主査) Paul G. Dumouchel (立命館大学大学院先端総合学術研究科教授) 井上 彰 (立命館大学理工学部教授) 渡辺 公三 (立命館大学理工学部教授) 谷口 功一 (首都大学東京法学系准教授)

<論文の内容の要旨>

牛氏の博士論文は3部構成となっている。3つの章から構成される第1部では、道徳・政治哲学としてのリベラリズムと儒教の比較検討がなされている。第1章では、両者の主な相違点についての確認がなされ、第2章と第3章では、そうした違いがあるにもかかわらず、両者には道徳・政治哲学としての類似性があることが指摘される。2つの章から成る第2部では、まず第4章で古代中国の国家モデルが提出され、第5章で近代国民国家モデルが提出される。2つのモデルはともに、中国史における出発点と近代化プロセスのなかでの目標として定位されるものである。2章から成る結論部では、まず第6章で、定期的に起こる暴力と腐敗という、中国史に通底する主たる政治的問題が明らかにされ、それが古代中国の国家構造と深く関係すること、そしてその構造が儒教の理念に反映され、それにより部分的に正当化されていることが示される。最終章では、リベラリズムと儒教の統合によって、第6章で明らかになった政治的問題の解決のために必要となる制度改革がどのようなもので、その改革のための理論的視座がどのようなものが明らかにされる。それは、中国の伝統的な道徳的・政治的思考をふまえたものである。したがってその理論は、中国の伝統的思考様式と矛盾しないものとなる。

以上からわかるように、牛氏の博士論文は、非常に野心的な学際的論文である。それは、

東洋・西洋から道徳・政治哲学、政治学、社会学、中国の歴史および現代的問題についての知識を、総合的に扱うものとなっている。その最終目的は、腐敗と暴力という現代中国における2つの問題を解決する理論を提供することである。この2つの問題は、中国政治の近代化において噴出した問題ではあるが、古代から引き継ぐ問題であって、その問題構造は儒教によって正当化されてきたところがある。それゆえこの問題自体、過去から現在に至るまで中国の負の構造的特徴として胚胎してきたと言える。にもかかわらず、これまでの中国の政治体制は、それと批判的には向き合ってこなかった。したがってこの2つの問題は、中国の政治的近代化の将来と近代化という語の、そもそもの意味の再考を促すものである。この一連の問題に対する牛氏の応答は、リベラリズムと儒教の調和ないし収斂によって、制度変革に必要な知見が得られる、というものである。それは、近代的政治構想と中国の知的遺産を基礎に据えてのもので、一連の問題と対峙するにあたっては、不可欠なものである。もっとも牛氏は、制度変革の具体的な中身については、実際の公共的討論によってのみ変革すべき制度設計がみえてくるとして、踏み込んだ議論は控える。その方針は、国家単位を超えて世界システムを包括すると牛氏が考える、古代中国の国家モデルと近代国民国家モデルを比較することで得られるテーゼの核心部分を受けてのものである。中国史上の出発点であり、かつ近代化の目標でもある古代中国の国家モデルと近代国民国家モデルは、その目標がどの程度達成したかを測る基準となるものである。しかもそれは、2つのモデルの動態的側面により、その目標がいかに進化するか、あるいはすべきかについての基準ともなっており、牛氏の博士論文の野心的性格を特徴づけるものとなっている。

<論文審査の結果の要旨>

牛氏の博士論文が野心的なこともあって、審査委員からは様々な質問や反論が提出された。第1に、リベラリズムと儒教を比較するにあたっての理論的根拠について問われた。とくに、リベラリズムや儒教に関する哲学的議論としては不十分な点がある、という指摘があった。第2に、なぜリベラリズムと儒教を比較対象とするのが不明瞭である、という点である。牛氏の論文では、端的に両者が中国における最も重要な政治哲学であるとされるが、それが事実であるという証拠が論文のなかで示されているわけではない。また、リベラリズムと儒教には多くの形式や流派があり、それゆえどのリベラリズムを扱うのか、いかなる儒教を扱うのかという分析が求められるが、牛氏の論文ではそうした分析が提供されていない。第3に、第3部にて言及されるデモクラシーがどういう意味で使われているのか、という疑問が提起された。とくに、政治的平等を謳うデモクラシーと儒教における人徳の優劣に関する判断との折り合いの悪さについて、牛氏はどう考えるか、という問題が提起された。たとえば、もしそうした優劣の判断がデモクラシーと両立不可能であるということで、その優劣の区分を放棄したとしても（実際牛氏は、そのように処しているように思われるが）、「儒教」であり続けることは可能か、という疑問である。

牛氏は以上の疑問や反論に対し、次のように応答した。第1に確かに本論文は、哲学的に深める余地があるものの、諸々の概念は第2部で提起される2つの国家モデルとの関連性をふまえて選択されており、決して無根拠に選択されているわけではない。第2に、現代中国におけるリベラリズムと儒教の重要性は改めて強調する必要のないほど自明な事実であって、その2つの政治的イデオロギーを中心的なものとして扱うことについては、繰り返しになるが2つの国家モデルとの関係から正当化される。その点に鑑みると、どのリベラリズムかという問いは、本論文において重要なものとはならない。第3に、本論文は、儒教にとって中心的とも言うべき個人道徳レベルでの優劣区分を放棄すべきと主張しているのではなく、人徳をもった人間を特定の階級やカテゴリーに属する人間と同一視する政治的解釈こそが放棄されるべきだと主張している。それゆえ本論文は、儒教の中心的理念を決して掘り崩す試みではない。

このように、牛氏の応答はそれぞれの疑問や反論に真摯に応えるものであって、牛氏の博士論文の意義を改めて確認させるものである。牛氏の博士論文は、儒教の一定の側面と古代中国の国家モデルの一定の側面との連鎖が政府機関の腐敗をもたらしかねない、という中国史に通底する政治的問題が、リベラリズムと近代国民国家モデルとの理論的融合によって解決される（たとえば官僚機構の政治権力から分離）とするユニークな試みであり、この点をより明確に打ち出すことは今後の課題ではあるものの、審査委員会では今後の議論の発展を期待しうるとする見解で一致した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の審査に関しては、2013年12月12日（木）15:00～16:30に創思館302教室で口頭試問、2014年1月9日（木）13:30～14:30に創思館カンファレンスルームで公聴会を開催した。各審査委員および公聴会参加者より質問がなされたが、いずれの質問に対しても、申請者の回答は適切なものであり、また、博士論文以降の課題を自覚し、その課題に取り組もうとする意欲を示す、誠実なものであった。

申請者は、本学学位規程第18条第1項該当者である。先端総合学術研究科は、査読付き学術雑誌掲載論文相当の公刊された論文を3本以上もつことを学位請求論文の受理条件としている。受理審査委員会の審査により、本論文はその条件を満たすことが確認された。本論文に示された方法や知見のオリジナリティ、論文記述の明晰さにかんがみて、本論文は博士論文の水準に十分に達している。口頭試問と公聴会での報告および質疑に対する応答からも、博士学位にふさわしい学力を備えていることが確認された。また、申請者の母語である中国語はもとより参照された英語文献、日本語文献により申請者は学位取得にふさわしい外国語能力を十分に備えていると判断される。以上より、本審査委員会は、本学位申請者に対し、本学学位規程第18条第1項により、「博士（学術 立命館大学）」の学位を授与することが適切と判断する。